

随意契約の状況		担当課：保健福祉課		
		契約日：令和6年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税抜
緊急通報体制等 整備事業	緊急通報体制等整備(緊急通報用電話機、ワイヤレスペンダント、熱センサー、ガスセンサーの設置)	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	八雲町栄町13番地1 社会福祉法人 八雲町社会福祉協議会 会長 大野 尚司	2,443,000円
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>当事業は、一人暮らしの高齢者等に緊急通報用電話機を無償で貸与し、急病、災害等の突発的事態が発生した時に迅速かつ的確な対応をとるとともに、日常生活上で抱えている悩みごとに対し相談業務を行うことにより、高齢者の生活不安の解消及び人命の安全を確保することを目的とした事業であり、実施には関係機関の協力が不可欠となる。八雲町社会福祉協議会は現に、様々な関係機関と連携した福祉事業を実施しており、他に同様なサービスが可能な事業者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による競争入札に適さないものとして、随意契約とするものであります。</p>				